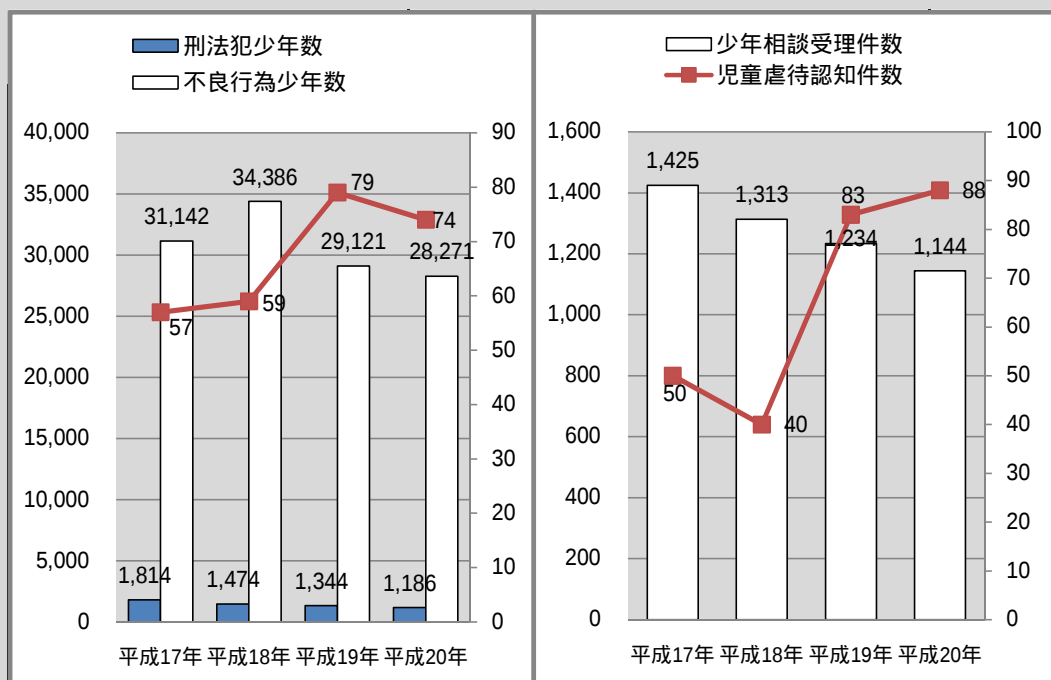


## 業務名

## 青少年の健全育成

## ○業務に関する統計

| 項 目      | 統 計 の 推 移 |        |        |        |    |
|----------|-----------|--------|--------|--------|----|
| 刑法犯少年数   | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|          | 1,814     | 1,474  | 1,344  | 1,186  | 人  |
| 特別法犯少年数  | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|          | 57        | 59     | 79     | 74     | 人  |
| 不良行為少年数  | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|          | 31,142    | 34,386 | 29,121 | 28,271 | 人  |
| 少年相談受理件数 | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|          | 1,425     | 1,313  | 1,234  | 1,144  | 件  |
| 児童虐待認知件数 | 平成17年     | 平成18年  | 平成19年  | 平成20年  | 単位 |
|          | 50        | 40     | 83     | 88     | 件  |



## ○業務の主なコスト

| No  | 事業名       | 平成20年度事業費(千円) | 平成21年度事業費(千円) |
|-----|-----------|---------------|---------------|
| 1   | 少年警察費     | 5,541         | 5,136         |
| 2   | 少年警察活動推進費 | 13,258        | 13,291        |
| 3   |           |               |               |
| 4   |           |               |               |
| 5   |           |               |               |
| 6   |           |               |               |
| 7   |           |               |               |
| 8   |           |               |               |
| 合 計 |           | 18,799        | 18,427        |

#### ○平成20年の取組み

- 平成20年中の刑法犯少年は、1,186人（前年対比 - 158人）と5年連続減少した。また、特別法犯少年は、74人（前年対比 - 5人）であった。
- しかし、全刑法犯検挙人員に占める少年の検挙人員は29.5%を占め、依然として高い水準である。一方、少年が犯罪の被害者となる事案も後を絶たず、青少年を取り巻く情勢は依然として厳しい状況にある。
- 学校等、関係機関との連携の強化に努め、街頭補導活動を強化した。これにより、喫煙、深夜はいかい等の不良行為を中心に28,271人（前年対比 - 850人）を補導し、非行に至る前に適切な措置を講じた。
- 組織的な児童ポルノ販売や児童買春等の青少年の福祉を害する犯罪の取締りを強化し、80人を検挙するとともに、被害少年73人を保護した。
- 学校、教育委員会との連携を強化し、「学校警察連絡制度」の運用などにより再非行防止等を図った。
- 児童虐待事案に対しては、88件（前年対比 + 5件）を認知するとともに、4人を検挙した。
- カウンセラーの養成、携帯電話による相談活動等を行う「少年総合サポート事業」を積極的に推進し、少年相談や保護・支援機能の充実を図った。
- 東京秋葉原事件を機に青少年に所持させることが不適当な刃物について、県担当部局との連携を図り、ダガーナイフ等を有害刃物類として指定するとともに、情報の共有、青少年の健全育成に努めた。

#### ○課題と平成21年の取組み

- 少年非行は減少傾向にあるが、全刑法犯検挙人員に占める少年の割合は依然として高い水準であり、また、児童虐待等、少年が被害者となる事案も後を絶たないなど、深刻な状況が続いている。このような状況に対処するため、「強くやさしい」少年警察運営を基本に「少年非行防止」と「保護」の両面にわたる総合的な対策を推進する。
- 学校その他、関係機関との連携の強化に努め、効果的な街頭補導活動を推進し、不良行為少年等を早期発見し、非行に至らない段階での助言・指導を行うことにより、少年の立ち直りを促すとともに、被害少年については適切な保護措置をとり、少年の非行防止及び犯罪被害等の未然防止を図る。
- 非行少年がグループ化している現状から、非行集団対策を推進するとともに、厳正かつ迅速な少年事件捜査を推進する。
- 心身に深刻な影響を及ぼす児童虐待を始め、少年が被害に遭う事案も多く発生していることから、関係機関・団体との連携を強化し、保護・支援体制の充実を図る。
- 引き続き、県教育委員会が実施中の「生徒指導特別指導員活用事業」に協力するなど関係機関との連携をより一層強化する。
- 少年警察協助員、少年指導委員等のボランティア、関係団体、家庭及び地域住民との連携を一層強化し、青少年の健全育成を図る。